
◆岸和田市企業支援メールマガジン◆

《第98号》 2024年6月3日 配信

各支援機関の施策情報やセミナー情報など、企業の皆様や創業者のお役に立つ情報を配信します。

※各ホームページのURLについては、日々情報が更新されておりますので、こまめにご確認いただくことをおすすめします。

※各種受信端末のセキュリティ設定により、URLが無害化処理され、文字列先頭の「h」が削除されて受信される等の事例が確認されております。

各種受信端末の設定をご確認ください。

■―― 目 次 ――■

【1】岸和田市内の事業所に対する省エネ診断・支援費用を補助します。(市)

【2】岸和田市内事業所のデジタル化を支援します(市)

【ソフトやシステムの稼働に必要なハードウェアも対象になりました!】

【3】産業人材の育成を支援します(市)

【技能検定の受検手数料も対象になりました!】

【4】販路拡大を支援します(市)

【5】創業者の販路開拓を支援します(市)

【6】経営者のための資産形成セミナー 開催のご案内(商工会議所)

【7】「新事業展開テイクオフ支援事業」のご案内(大阪府)

【8】応募企業の募集中!令和6年度『出展支援事業』(大阪府)

～出展に係る経費の一部を補助(上限25万円)します～

【9】「大阪ものづくり優良企業賞 2024」募集中！（大阪府）
～貴社も大阪の「匠企業」になりませんか？～

【10】大阪府特別高圧電力契約者等支援金【第3期】のご案内
(6/14 締切) (大阪府)

【11】きしわだ男女共同参画フォーラムを開催します（市）

【12】「6月23日から29日は「男女共同参画週間」です（国）

■――各 情 報――■-----

【1】-----

岸和田市内の事業所に対する省エネ診断・支援費用を補助します。（市）

岸和田市内の事業者が実施する、岸和田市内の事業所に対する省エネ診断、省エネ支援に必要な費用を支援しています。

※令和6年度からは、省エネ支援にかかる費用も対象になりました。

【対象となる主な省エネ診断・支援】

- ・一般社団法人省エネルギーセンターが実施する省エネ最適化診断費用
- ・省エネお助け隊が実施する省エネ診断費用
- ・一般社団法人環境共創イニシアチブの登録診断機関が実施する省エネクイック診断費用
- ・省エネお助け隊が実施する省エネ支援費用（個別カスタムプランを除く。）

【募集期間】

令和7年1月31日（必着）まで

【交付対象者】

以下の全てを満たす必要があります。

- ・岸和田市内に営業所、事務所、工場等を有すること（大企業等を除く）
- ・法人税法上の収益事業を行っていること

- ・対象外業種でないこと
- ・市税を滞納していないこと
- ・暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと

【補助率】

- ・補助率：補助対象経費合計額の 10 分の 10（千円未満切捨て）

【詳細】

対象外業種等の詳細については、以下のホームページをご確認ください。

申請書一式についても、以下のホームページよりダウンロードできます。

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/43/shindan.html>

【問い合わせ先】

岸和田市産業政策課事業者支援担当（072-423-9485）

【2】-----

岸和田市内事業所のデジタル化を支援します（市）

【ソフトやシステムの稼働に必要なハードウェアも対象になりました！】

岸和田市内の事業者が実施する、ポストコロナ・ウィズコロナ時代を見据えた事業所等のデジタル化を支援しています。

※令和6年度からは、ソフトやシステムを導入する場合に限り、当該システム等の稼働に必要なハードウェアも対象になりました。（上限5万円）

【採択事例（一例）】

- ・製造業事業者が、エラー情報収集や情報入力作業を自動化するシステムを導入
- ・リサイクル業事業者が、顧客管理や会計等ソフト及びハードウェアを導入

【募集期間】

令和7年1月31日（必着）まで

【交付対象者】

以下の全てを満たす必要があります。

- ・岸和田市内に営業所、事務所、工場等を有すること（大企業等を除く）

- ・法人税法上の収益事業を行っていること
- ・対象外業種でないこと
- ・市税を滞納していないこと
- ・暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと

【交付額及び補助率】

- ・交付額：1事業者1年度につき、30万円（※予算上限に達し次第終了）
- ・補助率：補助対象経費合計額の2分の1（千円未満切捨て）

【詳細】

対象外業種や補助対象経費等の詳細については、以下のホームページをご確認ください。

申請書一式についても、以下のホームページよりダウンロードできます。

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/43/digital-hozyokinn.html>

【問い合わせ先】

岸和田市産業政策課事業者支援担当（072-423-9485）

【3】-----

産業人材の育成を支援します（市）

【技能検定の受検手数料も対象になりました！】

市内の中小企業者や中小企業交流団体が当該事業所に勤務する従業員等に対して実施する研修事業にかかる費用の一部を補助します。

※令和6年度からは、技能検定の受検手数料も対象になりました。
(申し込み前に補助金の申請を行い、合格した場合に限る。)

【令和5年度の採択事例（一例）】

- ・製造業事業者が、生産現場での現場のリーダーに関する研修
- ・製造業事業者が、空気圧実践技術の習得に関する研修

【募集期間】

原則 令和7年1月31日（必着）まで

【交付対象者】

以下の全てを満たす必要があります。

- ・岸和田市内に営業所、事務所、工場等を有すること（大企業等を除く）
(中小企業交流団体の場合は、構成員の半数以上が岸和田市内に営業所、事務所、工場等を有すること中小企業者等であること)
- ・法人税法上の収益事業を行っていること
- ・対象外業種でないこと
- ・市税を滞納していないこと
- ・暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと

【交付額及び補助率】

- ・交付額：1事業者1年度につき、10万円（※予算上限に達し次第終了）
- ・補助率：補助対象経費合計額の2分の1（千円未満切捨て）

【詳細】

対象外業種や補助対象経費等の詳細については、以下のホームページをご確認ください。

申請書一式についても、以下のホームページよりダウンロードできます。

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/43/jinzaiikusei.html>

【問い合わせ先】

岸和田市産業政策課事業者支援担当（072-423-9485）

【4】-----

販路拡大を支援します（市）

市内の中小企業者や中小企業交流団体が、販路開拓のために行う市外の展示会への出展など、その費用の一部を補助します。（販売を伴わないものに限ります。）

※令和6年度より、海外の展示会やオープンファクトリーへの出展費用も対象になりました。

【令和5年度の採択事例（一例）】

- ・製造業事業者が、伝統的工芸品の展示会へ参加

- ・水槽販売事業者が、展示会で使用する商品紹介動画を作成

【募集期間】

原則 令和7年1月31日（必着）まで

【交付対象者】

以下の全てを満たす必要があります。

- ・岸和田市内に営業所、事務所、工場等を有すること（大企業等を除く）
(中小企業交流団体の場合は、構成員の半数以上が岸和田市内に営業所、事務所、工場等を有すること中小企業者等であること)
- ・法人税法上の収益事業を行っていること
- ・対象外業種でないこと
- ・市税を滞納していないこと
- ・暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと

【交付額及び補助率】

- ・交付額：1事業者1年度につき、20万円（※予算上限に達し次第終了）
- ・補助率：補助対象経費合計額の2分の1（千円未満切捨て）

【詳細】

対象外業種や補助対象経費等の詳細については、以下のホームページをご確認ください。

申請書一式についても、以下のホームページよりダウンロードできます。

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/43/tenjikai.html>

【問い合わせ先】

岸和田市産業政策課事業者支援担当（072-423-9485）

【5】-----

創業者の販路開拓を支援します（市）

※年度関係なく、1事業者につき1回のみ申請できます。

市内で創業を予定している方、市内で創業後5年未満の事業者に対し、創業に
係る費用及び販路開拓に係る費用の一部を補助します。

【令和5年度の採択事例（一例）】

- ・開業5年未満の個人事業者が、スポーツスクールを法人化
- ・飲食店経営者が、店舗の入り口に看板を設置

【募集期間】

令和7年1月31日（必着）まで

【交付対象者】

以下の全てを満たす必要があります。

- ・岸和田市内で、個人事業者等として創業または法人の設立を予定する個人、または、岸和田市内で創業後5年未満の個人または設立後5年未満の法人であること。
- ・産業競争力強化法第2条29項1号～4号に該当する創業者であること。
- ・岸和田市創業支援等事業計画における特定創業支援等事業による支援を受けたこと。
- ・過去に岸和田市創業支援事業補助金、岸和田市創業時販路開拓支援事業補助金及び「がんばる岸和田」企業経営支援補助金（区分：創業・起業）の交付を受けていないこと。
- ・法人税法上の収益事業（法人税法施行令第5条に規定される34事業）を行う予定または行っていること。
- ・対象外業種でないこと。
- ・市税を滞納していないこと。
- ・暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと。
- ・岸和田市外で創業後、岸和田市内に移転された事業者又は、岸和田市内で創業後、岸和田市外へ移転された事業者でないこと。

【交付額及び補助率】

- ・交付額：1事業者1年度につき、10万円（※予算上限に達し次第終了）
- ・補助率：補助対象経費合計額の2分の1（千円未満切捨て）

※年度関係なく、1事業者につき1回のみ申請できます。

【詳細】

対象外業種や補助対象経費等の詳細については、以下のホームページをご確認ください。

申請書一式についても、以下のホームページよりダウンロードできます。

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/43/hanrokaitaku.html>

【問い合わせ先】岸和田市産業政策課事業者支援担当 (072-423-9485)

【6】-----

経営者のための資産形成セミナー 開催のご案内（商工会議所）

こんなこと、知りたくないですか？

- = 失敗しない資産形成の手法と思考
- = 報酬を変えず手取りを増やす方法
- = 雇用の改善に繋がる福利厚生制度

★経営者にしかできない資産形成術をリスクマネジメントのプロが伝授します＝
ぜひこの機会にご参加ください！

- 開催日：6月13日（木）
- 時 間：14:00～15:30
- 定 員：30名（先着順）
- 会 場：岸和田商工会議所 3階セミナー室
- 参加費：無 料

●詳細 URL

<https://www.kishiwada-cci.or.jp/wp-content/uploads/2024/04/8c823aec2f3ce55e38461a19d3f5fcb3.pdf>

●申 込

<https://forms.gle/XXzEFW33cUbaqJo88>

【問い合わせ】

岸和田商工会議所

TEL:072-439-5023

FAX: 072-436-3030

メールアドレス：takano@kishiwada-cci.or.jp

【7】-----

「新事業展開ティクオフ支援事業」のご案内（大阪府）

大阪府では、「新事業展開ティクオフ支援事業」として、専門家や支援機関による事業計画策定から計画実行までの伴走支援を実施するほか、新事業展開のスタートにかかる補助金交付を実施します。

※5月20日にホームページにて募集要項を公表しました！

（詳細）https://www.sansokan.jp/events/eve_detail.san?H_A_NO=43948

■公募時期 令和6年6月3日～6月28日 17時まで

■補助金

【対象者】大阪府内の中小事業者（300者程度）

【補助金額】上限100万円※（対象経費総額の4分の3以内）

※建設業・運輸業における、新事業展開のための人手不足解消の取組みに係る経費に対しては、50万円の補助上限上乗せが可能です。（最大150万円補助）

【対象経費】新事業展開に要する経費（機械装置・システム構築費、広告宣伝・販売促進費、開発費、外注費など）

また、新事業展開のための人手不足解消の取組みに係る経費も対象です。

【実施期間】令和6年8月上旬以降（交付決定日）から

補助事業完了日又は令和7年1月31日のいずれか早い日まで

■伴走支援

【対象者】大阪府内の中小事業者（100者）

【実施期間】令和6年8月上旬（採択日）から令和7年2月28日まで

■問合せ 【伴走支援について】

新事業展開ティクオフ伴走支援事務局
TEL：06-4256-3501

【補助金支援について】

新事業展開ティクオフ補助金事務局
TEL：050-5530-2226

【8】-----

応募企業の募集中!令和6年度『出展支援事業』(大阪府)
～出展に係る経費の一部を補助(上限25万円)します～

大阪府では、国内で開催する大規模な展示商談会を活用し、販路開拓をめざす大阪のものづくり中小企業に対して、販路開拓に必要な技術や知識等を習得する講習会と出展に対する経費補助(上限25万円)を行います。

下記展示商談会にご出展予定もしくはご興味のある企業の皆さん、ぜひとも、ご応募ください!

【対象展示会】

<第1期> (募集は終了しました)

- ・第36回ものづくりワールド [東京]
- ・メンテナンス・レジリエンス TOKYO2024/TECHNO-FRONTIER2024
及び同時開催展

<第2期>

- ・高精度・難加工技術展2024/表面改質展2024 及び同時開催展
- ・第27回ものづくりワールド [大阪]
- ・モノづくりフェア2024
- ・第15回高機能素材Week 及び同時開催展

<第3期>

- ・第17回オートモーティブワールド/第39回ネプコンジャパン及び同時開催展
- ・第99回東京インターナショナル・ギフト・ショー春2025 及び同時開催展
- ・第11回メディカル ジャパン大阪 [医療・介護・薬局 Week 大阪]

【応募締切】

<第1期>令和6年4月26日(金) 必着 (募集は終了しました)

<第2期>令和6年7月26日(金) 必着

<第3期>令和6年11月1日(金) 必着

【対象】

1. 製造業又はソフトウェア業を営み、大阪府内に主たる事務所・

- 事業所がある中小企業者(みなし大企業ではないこと)
(ただし、食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業は除きます)
2. 出展する技術や製品を自ら製造し、出展する展示商談会に
適したものであること
 3. 府が主催する出展講習会への出席が可能であること

詳細は下記 URL をご確認ください

<https://www.pref.osaka.lg.jp/mono/shuttenshien/index.html>

【問い合わせ先】

大阪府商工労働部中小企業支援室ものづくり支援課 販路開拓支援グループ

電話番号：06-6748-1066

FAX：06-6748-1062

メールアドレス：hanrokaitaku@gbox.pref.osaka.lg.jp

【9】-----

「大阪ものづくり優良企業賞 2024」募集中！（大阪府）

～貴社も大阪の「匠企業」になりませんか？～

大阪ものづくり優良企業賞は、大阪府内のものづくり中小企業で「高度な技術力」「高品質・低コスト・短納期」など、総合力が高く、市場で高い評価を得ている優秀な企業を表彰する制度です。

受賞企業は大阪府発行の冊子に掲載するなど、広く情報発信します。

また、「匠」ロゴマークを活用した自社プロモーションも行えます。

募集期間中には、施策内容や申請書類の記載方法に関する説明会も開催しますので、みなさまの応募・参加をお待ちしています！

【応募締切】

令和6年6月14日（金） ※当日消印有効

【表彰内容】

■優良企業賞

■知的財産部門賞（優良企業賞の中から審査により決定）

※優良企業賞対象企業の中から特に優秀と認められる企業を「最優秀企業賞」などの上位賞に選出します。

【対 象】

大阪府内に本社を有する中小企業者であり、業種が製造業又は組込ソフトウェア業であること。ただし、食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業や出資構成における大企業の子会社は除く。

【説 明 会】

日時： 5/9(木)、5/20(月) 各日 15:00～16:30（事前予約制）

会場：クリエイション・コア東大阪(MOBIO)北館3階 309会議室
(東大阪市荒本北1-4-17)

詳細は下記 URL をご確認ください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/keizaiikoryu/yuryokigyosho/index.html>

【問い合わせ先】

大阪府商工労働部中小企業支援室ものづくり支援課販路開拓支援グループ

電話番号：06-6748-1066

FAX：06-6748-1062

メールアドレス：hanrokaitaku@gbox.pref.osaka.lg.jp

【10】-----

大阪府特別高圧電力契約者等支援金【第3期】のご案内

(6/14締切) (大阪府)

国際的なエネルギー価格の上昇を背景とした電気料金の高騰が続く中、国においては、全国一律支援として電気・ガス価格激変緩和対策事業を実施し、低圧契約及び高圧契約を対象に、使用量に応じた料金の値引きを実施しています。大阪府では、国の支援の対象外である特別高圧で受電する施設において、高額な料金を負担している中小企業を支援するため、その電気料金の一部を支援します。

■受付期間 令和6年5月13日～6月14日

※第1期支援金（対象期間：令和5年4月～9月）及び第2期支援金（対象期間：令和5年10月～12月）のどちらも受給されている場合は、令和6年5月31日で申請を締め切っている可能性があります。

■対象者・支給額・申請手続きについては下記のURLをご確認ください。

(詳 紹)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o110070/mono/tokubetsukouatsu3/index.html>

(募集要項) <https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/83698/bosyuyoko3.pdf>

■問合せ 大阪府特別高圧電力契約者等支援金コールセンター

電話番号 06-7777-2740

午前9時から午後5時30分まで（土日祝日を除く）

【11】-----

きしわだ男女共同参画フォーラムを開催します（市）

男性育休を「有効活用」本人・周りの育児参画のコツを考える

男性の育休取得は年々増加しています。でも「取るだけ育休」「自称イクメン」との言葉が生まれるのはなぜでしょうか。

誰もが仕事と育児を自分らしく両立できる環境についてみんなで考えてみませんか。

ぜひ奮ってご参加ください。

■講師：平野 翔大さん（一社）Daddy Support 協会代表理事

■日時：令和6年7月7日（日）14:00～16:00

■場所：男女共同参画センター（岸和田市加守町4丁目6-18）

【参加申込みURL】

<https://logoform.jp/form/heqL/555916>

【問い合わせ先】

岸和田市人権・男女共同参画課

電話：072-441-2535(月・祝除く9時～17時半)
FAX：072-441-2536
Mail：danjoc@city.kishiwada.osaka.jp

【12】-----

6月23日から29日は「男女共同参画週間」です（国）

男性と女性が、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには政府や地方公共団体だけではなく、国民の皆さん一人ひとりの取組が必要です。

私たちのまわりの男女のパートナーシップについて、この機会に考えてみませんか？

内閣設置の男女共同参画推進本部(本部長：内閣総理大臣)は、「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である平成11年6月23日を踏まえ、毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」として、様々な取組を通じ、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めることを目指しています。

【問い合わせ先】

内閣府男女共同参画局
担当課：男女共同参画センター
TEL072-441-2535(月・祝除く9時～17時半)

編集・発行 岸和田市役所 魅力創造部 産業政策課 事業者支援担当

Tel：072-423-9485（事業者支援担当直通）

Email：sangyo@city.kishiwada.osaka.jp

- ※ 各情報の詳細や申込については、それぞれの本文中のURLやお問い合わせ先までご確認をお願いいたします。
- ※ 配信先の変更・配信停止、また、ご意見・ご要望等については、上記メールアドレスまでご連絡ください。
- ※ 岸和田市企業支援メールマガジンは、原則として月に1回の発行です。